就学・修学・就職のための
給付・貸与制度のご案内

制度を利用されるみなさまへ

◆この案内では、就学、修学又は就職する場合に利用可能な給付・貸与制度の概要を、以下のように対象別に掲載しています。

◎小・中学生　◎高校・大学等への進学者又は在学者　◎特別支援学級等に在籍する児童・生徒
◎介護福祉士等を志望する者　◎保育士を志望する者　◎ひとり親家庭等　◎生活保護受給世帯

◆掲載している内容は、令和7年度に実施・予定しているものです。その後、**制度が変更・廃止になったり、新たな制度が創設されている場合もあります。詳細については、それぞれの制度の実施機関の取扱窓口やお問い合わせ先でご確認ください。**

◆この案内に掲載している制度の他に、国（日本政策金融公庫）・民間の教育ローンや奨学金制度など様々な制度があります。また、高校・大学・短期大学等における学内奨学金・授業料等減免制度が設けられている場合もありますので、それぞれの機関にお問い合わせください。

武雄市教育委員会
（令和7年7月改訂）

◎小・中学生

名　称	資　格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問合わせ先
経済的に困難な小・中学生の就学援助費 給付	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者 ※生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると市教育委員会が認めた者	**支給額** ○学用品・通学用品費 小学生 1 年生　年額 11,420 円 他学年　年額 13,650 円 中学生 1 年生　年額 22,320 円 他学年　年額 24,550 円 ○新入学用品費 小学生　年額 40,600 円 中学生　年額 47,400 円 ○給食費 実費分 ○修学旅行費（限度額あり） 交通費・宿泊費・見学料の実費分 ○校外活動費（限度額あり） 交通費・見学料の実費分 ○通学費（市内通学はなし） 実費分 ○医療費　対象となる疾病 トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、膿かしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病 ○進学等準備金（中学校 3 年生時） 20,000 円	**【募集期間】** ○新入学予定者 ①入学前に新入学用品費の受給を希望する者 1～2 月上旬 （※3 月支給） ②上記以外 入学後～4 月中旬 ○在校生 ①新学年前の 2 月頃まで ②4 月以降随時 **【給付期間】** 経済的理由によって就学困難と認められる期間	在学する小・中学校 武雄市教育委員会 教育総務課 TEL：(0954)23-5170

◎高校・大学等への進学者又は在学者

名　称	資　格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問合わせ先
高等学校等就学支援金 給付	**（公立）** 佐賀県内の公立高等学校に在学する生徒 ※世帯の年収目安が約 910 万円未満の場合が支給対象 （傷病・疾病・自己の責めによらない退職等の家計急変事由の発生に伴い、世帯年収が約 590 万円未満相当まで減少した場合を含む）	**支給額** ・全日制　月額 9,900 円 ・定時制　月額 2,470 円 ・通信制　1単位 100 円 ※「学校が受け取り、授業料に充当」 ※単位制の場合は、履修単位数に応じた支給 （支給対象単位数の上限あり）	**【申請期間】** 入学時及び毎年 6～7 月頃 ※傷病・疾病・自己の責めによらない退職等の家計急変事由の場合は上記事由の発生後、随時 **【支給期間】** 高等学校の標準的な修業年限とされている 36 月まで原則支給 （定時制・通信制課程については原則 48 月まで）	在学する高等学校等 **（公立）** 佐賀県教育委員会 事務局　教育総務課 TEL：(0952)25-7223 **（私立）** 佐賀県総務部 法務私学課 TEL：(0952)25-7464
	（私立） 佐賀県内の私立高等学校（全日制・通信制）、専修学校（高等課程）及び各種学校（国家資格者養成施設指定校）に在学する生徒 ※世帯の年収目安が約 910 万円未満の場合が支給対象 （傷病・疾病・自己の責めによらない退職等の家計急変事由の発生に伴い、世帯年収が約 590 万円未満相当まで減少した場合を含む）	**支給額** ・年収目安 590 万円未満の世帯 月額　33,000 円　※上限額 （授業料が 33,000 円未満の場合は授業料相当額を支給） ・年収目安 910 万円未満の世帯 月額　9,900 円		

名　称	資　格	給付･貸与額等	給付･貸与期間等	問合わせ先
高校生等臨時支援金 **【令和7年度限り】** 給付	**（公立）** 佐賀県内の公立高等学校に在学する生徒 ※高校生等就学支援金制度の支給対象外である世帯の年収目安が約910 万円以上の場合が支給対象	**支給額（上限）** ･全日制　　年額 118,800 円 ･定時制　　年額　28,080 円 ･通信制　　年額　 1,800 円 ※「学校が受け取り、授業料に充当」 ※高等学校等就学支援金の支給を受ける月がある場合等は支給額の調整あり	**【申請期間】** 令和7年 7 月	在学する高等学校等 **（公立）** 佐賀県教育委員会 事務局　教育総務課 TEL：(0952)25-7223
	（私立） 佐賀県内の私立高等学校（全日制･通信制）、専修学校（高等課程）及び各種学校（国家資格者養成施設指定校）に在学する生徒 ※高等学校等修学支援金の支給対象外である世帯の年収目安が 910 万円以上の場合が支給対象	**支給額（上限）** 年額 118,800 円 ※高等学校等就学支援金を受給する月がある場合等は支給額の調整あり。	**【申請期間】** 令和7年 7 月～8 月	**（私立）** 佐賀県総務部 法務私学課 TEL：(0952)25-7464
高校生等奨学給付金 給付	7 月 1 日時点で次の要件のすべてを満たす世帯 1. 保護者等が佐賀県内に住所を有する 2. 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税の世帯（生活保護受給世帯、7 月 1 日以降家計急変で非課税とみなすことができる世帯含む） 3. 生徒が高等学校等に在学している（＝就学支援金の支給対象校） 4. 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない ※（前倒し給付） 新入生で4 月 1 日時点において上記要件を満たす世帯	**支給額（年額）** ･生活保護受給世帯 国公立　　32,300 円 私立　　52,600 円 ･道府県民税及び市町村民税所得割額非課税世帯 国公立　　143,700 円 （通信制　専攻科　50,500 円） 私立　　152,000 円 （通信制　専攻科　52,100 円） （専攻科） ･道府県民税及び市町村民税所得割額 105,500 円未満である世帯 国公立　　10,100 円 私立　　10,420 円 ･道府県民税及び市町村民税所得割額 264,500 円未満かつ扶養する子が 3 人以上いる世帯 国公立　　10,100 円 私立　　10,420 円 ※前倒し給付については、年額の 1/4 を前倒して給付 ※非課税世帯については、令和 7 年度のみ国公立、私立ともに下記金額を加算して給付 全日制･定時制　　6,000 円 通信制･専攻科　　2,000 円 ※専攻科については、道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が 105,500 円未満の世帯又は道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が 264,500 円未満かつ扶養する子が 3 人以上いる世帯の場合　400 円 ※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失･毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合に下記金額を加算して給付 国公立　64,800 円 私立　81,000 円	**【申請期間】** （公立） ･前倒し　6 月中旬 ･通常分　7～9 月上旬 （私立） ･前倒し　6 月上旬 ･通常分　7 月中旬～9 月末頃 ※（公立･私立共家計急変の場合は、2 月末まで随時受付） **【支給期間･時期】** （公立） ･前倒し　7 月上旬 ･通常分　9 月 （私立） ･前倒し　随時 ･通常分　11～12 月	在学する高等学校等 （国公立） 佐賀県教育委員会 事務局　教育総務課 TEL：(0952)25-7223 （私立） 佐賀県総務部 法務私学課 TEL：(0952)25-7464

名　称	資　格	給付･貸与額等	給付･貸与期間等	問合わせ先
私立高等学校等入学金等減免補助金 給付	当該年度の新入生で、7 月 1 日現在在学しており、就学支援金の加算ありの適用を受ける生徒 世帯年収 590 万円未満程度	**減免額(上限)**　27,000 円 ※保護者負担額の 1/4 〔対象学校〕 佐賀県内の私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)	**【申請期間】** 在学する高等学校等が定める期間	在学する高等学校等 佐賀県総務部 法務私学課 TEL:(0952)25-7464
私立高等学校専攻科修学支援金 給付	佐賀県内の私立高等学校専攻科に在学する生徒 ※所得基準あり	**支給額** ･年収目安 270 万円未満の世帯 月額　35,600 円　※上限額 （授業料が 35,600 円未満の場合は授業料相当額を支給） ･年収目安 270～380 万円未満の世帯 授業料の月額に相当する額の 1/2 （授業料が 35,600 円の場合は 17,800 円）	**【申請期間】** 入学時及び 毎年 6～7 月頃 【支給期間】 高等学校専攻科の標準的な修業年限とされている 24 月まで原則支給	
将来を担う介護人材の支援事業 給付	下記の高校に在学し、福祉系コースを選択している者 1. 介護福祉士の受験資格を得られる高校 （嬉野高校、神埼清明高校、北陵高校） 2. 介護職員初任者研修の修了資格を得られる高校 （牛津高校、多久高校、佐賀女子高校、佐賀清和高校、敬徳高校） 3. 生活援助従事者研修の修了資格を得られる高校 （唐津青翔高校） ※高校のカリキュラム変更に伴い、支給額が変更となる場合があります。	**支給額(年額)** 被服費（介護実習に必要になるものに限る）、実習費、教材費（福祉系高校に特有の教材費に限る）等介護に関する資格の取得に必要な経費（下記の金額を上限） 1. 介護福祉士の受験資格を得られる高校 (1)1 年生に係る補助金額 45,000 円 (2)2年生に係る補助金額 43,000 円 (3)3年生に係る補助金額 37,000 円 2. 介護職員初任者研修の修了資格を得られる高校 (1)1 年生に係る補助金額 1,000 円 (2)2年生に係る補助金額 21,000 円 (3)3年生に係る補助金額 18,000 円 3. 生活援助従事者研修の修了資格を得られる高校 (1)1年生に係る補助金額 1,000 円 (2)2年生に係る補助金額 16,000 円 (3)3年生に係る補助金額 10,000 円	**【申請期間】** 生徒からの申請不要 （在学する高等学校より現物給付）	在学する高等学校 佐賀県健康福祉部 長寿社会課 介護人材担当 TEL:(0952)25-7105

名　称	資　格	給付･貸与額等	給付･貸与期間等	問合わせ先
将来を担う介護人材の支援事業費補助金（通学支援金） 給付	次の（1）～（3）すべてに該当する者 （1）介護福祉士の受験資格を得られる高校（嬉野高校、神埼清明高校、北陵高校）の介護福祉士養成課程に在席する生徒であること （2）月額5千円以上の通学費がかかること （3）佐賀県育英資金制度における高額通学費加算の貸与を受けていないこと ※高校のカリキュラム変更に伴い、支給額が変更となる場合があります。	**支給額** 通学費から1月あたり5千円を控除した額	**【申請期間】** 4月、随時 **【支給期間･時期】** 8月、1月、翌4月の3回	在学する高等学校 佐賀県健康福祉部 長寿社会課 介護人材担当 TEL：(0952)25-7105
佐賀県育英資金 無利子貸付	**高等学校等育英資金** 次の 1～3 の要件のすべてを満たす者 1. 高等学校（専攻科を含む）中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の本科、専修学校高等課程のいずれかに在学している者 2. 保護者（父母等）が佐賀県内に居住 3. 学費負担が著しく困難な家庭（学力基準なし） 学費負担が困難な家庭（学力基準あり） ※給与所得者 4 人家族の目安（父母の所得合計） 333 万円（学力基準なし） 666 万円（学力基準あり）	**貸与額（上限）** ○基礎額　月額 18,000 円 ○私立学校加算額 月額 12,000 円 ○高額通学費加算額 （県内高校等へ在籍する学生対象） 毎月の通学費から 5,000 円を控除した額 ○入学時加算金 （国公立）　100,000 円 （私立）　200,000 円	**【募集期間】** ○予約募集 （中学校 3 年生） 9 月頃 ○在学募集 4 月頃 ○随時募集 5 月～2 月頃 **【貸与期間】** 在学している学校の正規の修学期間が満了する月まで	佐賀県教育委員会 事務局　教育総務課 TEL：(0952)25-7148 ※返還免除条件 （高額通学費加算で貸与した額のみ対象） ※返還期間中に通算 5 年間佐賀県内に在住し、かつ就業した方で、所定の時期に手続が必要
	海外留学用育英資金 県内の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の本科、専修学校高等課程のいずれかに在学又は入学が決定している者	佐賀県が行う海外留学等助成事業の対象となる海外留学 **貸与額（上限）** ･長期留学　1,000,000 円以内 ･研修旅行　200,000 円以内	**【申請期間】** 海外留学決定後、随時	佐賀県教育委員会 事務局　教育総務課 TEL：(0952)25-7148 ※返還免除条件 （高額通学費加算で貸与した額のみ対象） ※返還期間中に通算 5 年間佐賀県内に在住し、かつ就業した方で、所定の時期に手続が必要

名　称	資　格	給付･貸与額等	給付･貸与期間等	問合わせ先
武雄市奨学資金 無利子貸付	経済的な理由により、大学等、高等学校のいずれかに在学又は、入学が決定している者で修学が困難な者 ※居住要件･所得要件等基準あり	**貸与額(年額)** ･高等学校等　144,000 円 ･大学等　360,000 円	**【募集期間】** 毎年 1 月頃 **【貸与期間】** 在学している学校の正規の修学期間 返還免除条件 1. 半額免除 卒業後、武雄市内に居住したとき 2. 全額免除 上記 1 に加えて常勤で就労したとき ※詳細については、お問い合わせください。	武雄市教育委員会 教育総務課 TEL:(0954)23-5170
生活福祉資金貸付金 無利子貸付	佐賀県内に居住する低所得者世帯 ※原則として、佐賀県育英資金、日本学生支援機構など他の奨学金制度の利用が優先	**貸与額(上限)** 教育支援資金 ○教育支援費 ･高等学校　月額 35,000 円 ･高等専門学校･短期大学･専修学校(専門課程)　月額 60,000 円 ･大学　月額 65,000 円 ○就学支度費　500,000 円	**【募集期間】** ○予約募集 毎年 11 月～1 月頃 ○在学募集 随時	武雄市社会福祉協議会 TEL:(0954)26-8013
佐賀県高等学校定時制･通信制課程教科書等給与事業 給付	県立高等学校の定時制･通信制課程に在学する生徒で、一定の要件を満たす者 ※履修教科数の基準あり	高等学校の定時制･通信制課程の生徒に対する教科書等の無償給与 定時制課程･･･教科書 通信制課程･･･教科書･学習書	**【申請期間】** 在学する高等学校等が定める期間	在学する高等学校 佐賀県教育委員会 事務局　学校教育課 TEL:(0952)25-7228
佐賀県高等学校定時制･通信制課程修学奨励金 無利子貸付	佐賀県内に所在する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に職業につきながら在学する者で、経済的理由により著しく修学が困難な者	**貸与額(月額)**　14,000 円	**【申請期間】** 詳細はお問い合わせください。 **【貸付期間】** 貸付けを受けた月数を通算して 48 月以内	
佐賀県高等学校定時制課程夜食費補助 給付	県立高等学校の定時制課程に在学する者で、一定の要件を満たす者のうち補助を希望する者	夜間給食の食材費のうち、主食(米･パン･麺)と牛乳の購入に要するの全額	**【申請期間】** 随時 **【支給期間】** 補助申請があった日の属する月の初日から当該年度内	在学する高等学校 佐賀県教育委員会 事務局　保健体育課 TEL:(0952)25-7234

名　称	資　格	給付･貸与額等	給付･貸与期間等	問合わせ先
日本学生支援機構奨学金	**第一種奨学金（無利子）** 国内の大学･短期大学･大学院･高等専門学校及び専修学校（専門課程）に在学する意欲と能力のある学生及び生徒で経済的理由により修学が困難な者 ※学力･所得等基準あり **無利子貸付**	**貸与額（月額）** ･大学 国公立（自宅通学）　45,000 円 （自宅外通学）51,000 円 私立　（自宅通学）　54,000 円 （自宅外通学）64,000 円 ･短期大学･専修学校（専門課程） 国公立（自宅通学）　45,000 円 （自宅外通学）51,000 円 私立　（自宅通学）　53,000 円 （自宅外通学）60,000 円 ･高等専門学校（1～3 年生） 国公立（自宅通学）　21,000 円 （自宅外通学）22,500 円 私立　（自宅通学）　32,000 円 （自宅外通学）35,000 円 ※1　大学･短期大学･専修学校（専門課程）･高等専門学校（4，5 年生）は、設置者･通学形態により月額 20,000～50,000 円（高等専門学校 1～3 年生は月額 10,000 円）を選択することも可能 ※2　高等専門学校の 4，5 年生の月額は短期大学･専修学校（専門課程）と同じ ※3　上記金額は各区分の最高月額です。奨学金申込時の生計維持者の収入が一定以上の場合には最高月額は利用不可。 ※4　給付奨学金と併用する場合、貸与月額が制限されます。 ･大学院 修士･博士前期課程、専門職大学院課程　50,000 円又は 88,000 円 博士課程、博士後期課程等 80,000 円又は 122,000 円	※詳細については、在学している学校等へお問い合わせください。 **【募集期間】** ○予約採用 毎年春（在学する高校の奨学金担当窓口にお問い合わせください） ○在学採用 毎年春及び秋頃 **【貸与期間】** 原則奨学生として採用されてから卒業（修業年限の終期）まで **【緊急採用･応急採用】（在学中）** 家計の急変（生計維持者の失業･破産･事故･病気･死亡、災害等）で奨学金を緊急に必要とする場合は、随時申込みができます。 **【返還】** 貸与終了の翌月から数えて 7 ヶ月目の月から返還開始 経済困難･失業･傷病･災害などで返還が困難になった時には救済制度があります。（返還総額は変更なし） ○減額返還制度 毎月の返還額を減額し、返還期間を延長（1/2、1/3、1/4、2/3） ○返還期限猶予制度 月々の返還を先送り ※返還方式は、第一種奨学金のみ「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」から選択できます。	**（申込みについて）** 在学する学校の奨学金担当窓口 **（貸与･給付及び返還に関する問合せ）** 日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：(0570)666-301 （ナビダイヤル） 平日　9:00～20:00 ※携帯電話･アナログ回線、IP 電話等ナビダイヤルが使えない場合は下記まで TEL：(03)6743-6100
	第二種奨学金（有利子） 国内の大学･短期大学･大学院･高等専門学校（4･5 年生）及び専修学校（専門課程）の学生及び生徒で第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者 ※学力･所得等基準あり **有利子貸付**	**貸与額（月額）** 20,000～120,000 円（1 万円単位）から選択 （大学院の場合） 50,000 円･80,000 円･100,000 円･130,000 円･150,000 円から選択 ※私立大学の医･歯学課程及び薬･獣医学課程並びに法科大学院の法学を履修する課程は増額が可能な場合あり		

名　称	資　格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問合わせ先
日本学生支援機構奨学金	**入学時特別増額貸与奨学金（有利子）** 入学月を始期として、上記いずれかの奨学金の貸与を受ける者で増額の貸与を希望し、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できない者 ※所得等基準あり 有利子貸付	**貸与額（初回振込時に1回振込み）** 100,000 円・200,000 円・300,000 円・400,000 円・500,000 円から選択	※基本的に前ページと同じ	**（申込みについて）** 在学する学校の奨学金担当窓口 **（貸与・給付及び返還に関する問合せ）** 日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：(0570)666-301（ナビダイヤル） 平日　9:00～20:00 ※携帯電話・アナログ回線、IP 電話等ナビダイヤルが使えない場合は下記まで TEL：(03)6743-6100
	給付奨学金 意欲と能力のある学生・生徒で、経済的理由により進学及び修学に困難がある者 ※学力・所得等基準あり ※給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先の学校へお問い合わせください。 ※多子世帯の場合は、所得に関係なく授業料等の減免を受けることができます。 給付	**給付額（月額）** 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯、多子世帯の学生等が対象となります。詳細については、文部科学省や日本学生支援機構のホームページをご確認ください。 対象学種：大学・短期大学・高等専門学校（4・5 年生）・専修学校（専門課程） ※進学する学校が国又は自治体の確認を受けている必要があります。 給付月額：約 1.8 万円～7.6 万円（住民税非課税世帯の場合。住民税非課税に準ずる世帯の場合 2/3、1/3、1/4（扶養する子が 3 人以上の多子世帯の場合）の額） ・文部科学省ホームページ 高等教育の修学支援新制度について http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm ・日本学生支援機構ホームページ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html	**【募集期間】** ○予約採用 毎年春（在学する高校にお問い合わせください） ○在学採用 毎年春及び秋頃 **【給付期間】** 原則奨学生として採用されてから卒業（修業年限の終期）まで **【家計急変採用】（在学中）** 家計の急変（生計維持者の死亡・事故・病気・失職・災害、家庭内暴力からの避難等）で奨学金を緊急に必要とする場合は、随時申込みができます。	

◎特別支援学級等に在籍する児童・生徒

名　称	資　格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問合わせ先
特別支援教育就学奨励費 給付	特別支援学校及び県立中学校、市立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒 （通級学級に就学する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障がいの程度に該当する児童生徒を含む） ※所得基準あり ※要保護・準要保護児童生徒への就学援助費を受給している場合は給付対象外	**給付額（年額）**　※一部限度額あり ○学校給食費　　実費分の 1/2 ○通学費 実費分又は実費分の 1/2 ○職場実習交通費（中学校のみ） 実費分又は実費分の 1/2 ○交流及び共同学習交通費 実費分又は実費分の 1/2 ○修学旅行費　　実費分の 1/2 ○校外活動等費　　実費分の 1/2 ○学用品・通学用品購入費 実費分の 1/2 ○新入学児童生徒学用品・通学用品購入費　実費分の 1/2 ○拡大教材費　　実費分の 1/2	**【申請期間】** 随時	在学する学校 武雄市教育委員会 教育総務課 TEL：(0954)23-5170

◎介護福祉士等を志望する者

名　称	資　格	貸付額等	貸付期間等	問合わせ先
介護福祉士修学資金等貸付金 無利子貸付	卒業後、介護福祉士・社会福祉士国家資格を取得・登録し、佐賀県内の介護福祉施設等で、その業務に従事しようとする者で、次の要件を満たす者 ・佐賀県内の介護福祉士等養成施設に在学する者、又は県外の養成施設等に在学する佐賀県出身者（佐賀県内に住所を有する者の子又は借入申請者本人の本籍が佐賀県にある者）もしくは佐賀県在住者	**貸付額（上限）** ・通学を要する養成施設 月額 50,000 円以内 ○入学準備金　200,000 円以内 ○就職準備金　200,000 円以内 ○国家試験受験対策費用 40,000 円以内 ・通信制の社会福祉士養成施設 月額 20,000 円以内 ○入学準備金　100,000 円以内 ○就職準備金　100,000 円以内 ※就職準備金は、新たに就職する場合や他業種から転職を希望する場合に貸付対象となる。 ※国家試験受験対策費用は介護福祉士のみ貸付対象となる。	**【募集期間】** 6 月頃 **【貸付期間】** 養成施設等に在学する期間 返還免除条件 次のいずれかに該当 1. 卒業後、1 年以内に資格を取得・登録し、県内で 5 年間継続して当該業務に従事 2. 従事期間中に、業務上の理由による死亡や業務に起因する心身の故障により業務継続ができなくなったとき	佐賀県社会福祉協議会 福祉人材センター TEL：(0952)28-3406
介護福祉士実務者研修受講資金 無利子貸付	次の要件をすべて満たす者 1. 申請時点で実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す者 2. 実務者研修施設卒業後の直近の介護福祉士国家試験を受験予定の者 3. 申請年度の 3 月 31 日までに 3 年以上の実務経験を有する見込みのある者 4. 他の都道府県の本資金を借入していない者	**貸付額（上限）** 200,000 円以内 （授業料、実習費、教材費、学用品、国家試験受験手数料等）	**【募集期間】** 4 月～（随時） ※当該年度予算に達し次第終了 **【募集人員】** 35名程度 返還免除条件 介護福祉士国家試験に合格した日から 1 年以内に登録を行い、県内で 2 年間継続して介護等の業務に従事	

◎保育士を志望する者

名　称	資　格	貸付額等	貸付期間等	問合わせ先
保育士修学資金貸付金 無利子貸付	卒業後、佐賀県内並びに国立の施設等において保育士として保育業務に従事しようとする者で、次の要件を満たす者 1. 佐賀県内の保育士養成施設に在学する者、又は県外の養成施設等に在学する佐賀県出身者（佐賀県内に住所を有する者の子又は借入申請者本人の本籍が佐賀県にある者） 2. 学業成績優秀で心身ともに健全であり、かつ家庭の経済状況等から真に本就学資金の貸付が必要と認められる者	**貸付額（上限）** 月額 50,000 円以内 （総額 1,200,000 円以内） ○入学準備金　200,000 円以内 ○就職準備金　200,000 円以内	**【募集期間】** 4 月～5 月頃 **【貸付期間】** 原則として 2 年間 ※正規の修学期間が 2 年を超える場合は、2 年間に相当する金額の範囲内で、申請時から卒業までの正規の修学期間を貸付期間とする。 返還免除条件 上記、介護福祉士修学資金等貸付金の返還免除条件と同じ	佐賀県社会福祉協議会 福祉人材センター TEL：(0952)28-3406

◎ひとり親家庭等

名　称	資　格	給付･貸与額等	給付･貸与期間等	問合わせ先
母子父子寡婦福祉資金貸付金 無利子貸付 ※連帯保証人をたてない場合は、一部有利子貸付	1. 母子家庭の母 2. 父子家庭の父 3. 寡婦 4. 40 歳以上の配偶者のいない女子（母子家庭の母及び寡婦を除く） ※一部資金については児童本人が貸付対象	**貸与額（上限）** 〇修学資金（月額） ･高等学校･専修学校（高等課程） 国公立（自宅通学）　27,000 円 （自宅外通学）34,500 円 私立　（自宅通学）　45,000 円 （自宅外通学）52,500 円 ･専修学校（一般課程）　54,000 円 （専門課程） 国公立（自宅通学）　67,500 円 （自宅外通学）78,000 円 私立　（自宅通学）　89,000 円 （自宅外通学）126,500 円 ･高等専門学校（1～3 年生） 国公立（自宅通学）　31,500 円 （自宅外通学）33,750 円 私立　（自宅通学）　48,000 円 （自宅外通学）52,500 円 〃　（4～5 年生） 国公立（自宅通学）　67,500 円 （自宅外通学）76,500 円 私立　（自宅通学）　98,500 円 （自宅外通学）115,000 円 ･短期大学 国公立（自宅通学）　67,500 円 （自宅外通学）96,500 円 私立　（自宅通学）　93,500 円 （自宅外通学）131,000 円 ･大学 国公立（自宅通学）　71,000 円 （自宅外通学）108,500 円 私立　（自宅通学）　108,500 円 （自宅外通学）146,000 円 ･大学院　修士課程　132,000 円 博士課程　183,000 円 〇就学支度資金（一時金） ･小学校（所得税非課税）64,300 円 ･中学校（所得税非課税）81,000 円 ･高等学校･専修学校（高等課程） 国公立（自宅通学）　150,000 円 （自宅外通学）160,000 円 私立　（自宅通学）　410,000 円 （自宅外通学）420,000 円 ･専修学校（一般課程） （自宅通学）　150,000 円 （自宅外通学）160,000 円 ･短期大学･大学･専修学校（専門課程）･高等専門学校･大学院 国公立（自宅通学）　420,000 円 （自宅外通学）430,000 円 私立　（自宅通学）　580,000 円 （自宅外通学）590,000 円 ･修業施設（中学校卒業者） （自宅通学）　150,000 円 （自宅外通学）160,000 円 （高等学校卒業者） （自宅通学）　272,000 円 （自宅外通学）282,000 円	**【受付期間】** 随時 ※資金の種類によっては、申請書の提出期限が決められている場合がありますので、早めにご相談ください。 **【貸与期間】** 在学する学校の標準修業年限	武雄市福祉部 こども家庭課 給付係 TEL：(0954)23-9216

名　称	資　格	給付･貸与額等	給付･貸与期間等	問合わせ先
母子父子寡婦福祉資金貸付金 無利子貸付	※前のページと同じ	○修業資金 子どもが事業開始又は就職するために知識技能を習得する場合 月額　68,000 円 運転免許取得　460,000 円 ○就職支度資金（一時金） 一般　110,000 円 通勤用自動車購入　340,000 円	※前のページと同じ	武雄市福祉部 こども家庭課 給付係 TEL：(0954)23-9216

◎生活保護受給世帯

名　称	資　格	給付･貸与額等	給付･貸与期間等	問合わせ先
生活保護法による教育扶助費 給付	生活保護受給世帯対象 小学校･中学校に入学又は在学する者等がいる生活保護受給世帯で要件に該当する者	**給付額（上限）** ○基準額 小学生　月額 3,400 円 中学生　月額 5,300 円 ○教材代 ○学校給食費 ○通学費 （必要最小限度の額） ○学習支援費（クラブ活動費等） 小学生　年額 16,400 円以内 中学生　年額 59,800 円以内 ○入学準備金（入学時） 小学生　91,600 円以内 中学生　101,000 円以内	**【受付期間】** 随時	武雄市福祉部 福祉課　保護係 TEL：(0954)23-9235
生活保護法による高等学校等就学費 給付	生活保護受給世帯対象 高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる者がいる生活保護受給世帯で要件に該当する者	**給付額（上限）** ○基本額　月額 7,300 円 ○教材代 ○授業料 ○入学料 ○通学費 （必要最小限度の額） ○入学考査料　30,000 円以内 ○学習支援費（クラブ活動費等） 年額 101,000 円以内 ○入学準備金（入学時） 118,200 円以内	**【受付期間】** 随時	
生活保護法による進学･就職準備給付金 給付	生活保護受給世帯対象 高等学校等を卒業又は修了した後、進学もしくは就職しようとするもの。	**給付額** ○進学･就職準備給付金 自宅通学　100,000 円 自宅外通学　300,000 円	**【受付期間】** 進学もしくは就職が確実であると見込まれた時点	
生活保護法による技能修得費、就職支度費 給付	生活保護受給世帯対象 生活保護受給世帯で生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする者又は就職の確定した者に対し実施機関が必要と認めた者	**給付額（上限）** ○技能修得費（技能を習うとき） 90,000 円以内 ○就職支度費　34,000 円以内	**【受付期間】** 随時	